

政府税制調査会

海外出張調査報告

2007年5月11日

1. シンガポール

- 狭い国土面積(704平方キロメートル)、少ない人口(435万人)で高い1人当たりGDP(約357万円)を維持するため、金融業の振興や多国籍企業の統括会社などの企業誘致による経済活性化を進めている。
- 2007年度税制改正の主な内容は以下のとおり。増減収額(ネット)は、年間+3.1億Sドル(約+229億円)(1Sドル=74円)
 - ・ 法人税率の引下げ(20%→18%)
 - ・ 物品・サービス税(GST)率引上げ(5%→7%)

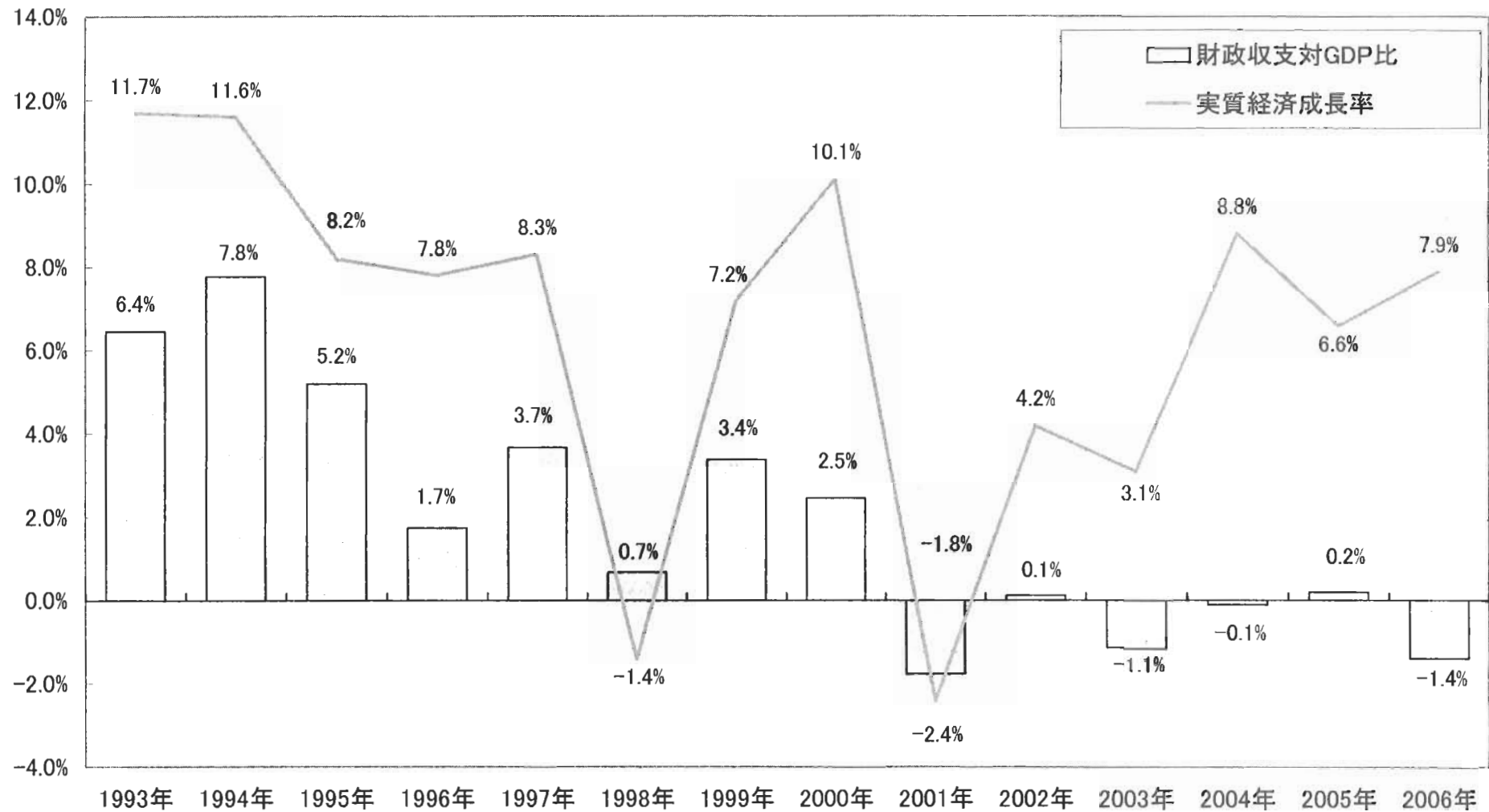
シンガポールの主要経済指標等

人口	435万人
面積	704km ² （東京23区とほぼ同じ）
名目GDP	2099.9億ドル（約15.5兆円）
実質GDP成長率	7.9%
主要産業	製造業、卸小売、金融、ビジネスサービス
歳入総額	323.6億Sドル（約2.4兆円）
歳出総額	330.0億Sドル（約2.4兆円）
国民負担率（対GDP比）	—
租税負担率（対GDP比）	—
少子化対策費（対GDP比）	0.4%
社会保障費（対GDP比）	—

（出所）総務省「世界の統計」、内閣府「海外経済データ」及びシンガポール財務省資料

マクロ経済、財政状況

シンガポールの実質経済成長率及び財政収支対GDP比の推移



(出所)シンガポール統計局“Statistics Singapore”及びシンガポール財務省資料(2007年4月)

2007年度税制改正

2007年度税制改正における税制改正の内容は以下の通り。
 ネットの増減収は、年間＋3.1億SDル（＋229億円）（1SDル＝74円）

税制改正内容	年間増減収額
増収項目（＋）	
① 物品・サービス税率の引上げ（5％→7％）	＋15億SDル （約＋1,110億円）
減収項目（▲）	
② 法人税率の引下げ（20％→18％）	▲8億SDル （約▲592億円）
③ 法人税の軽減税率適用基準金額の拡大	▲1.5億SDル （約▲111億円）
④ その他	▲2.4億SDル （約▲177億円）
合計（ネット）	＋3.1億SDル （約＋229億円）

（注）2007年度予算の歳入規模は約2.4兆円程度。

法人税率の引下げ

○ 改正の内容、目的、効果

2008年賦課分から、法人税率を引下げるとともに、軽減税率適用基準金額を拡大することとしている。

課税所得	現行税率	新税率
1万SDル以下	5%	4.5%
1万SDル超10万SDル以下	10%	9%
10万SDル超30万SDル以下	20%	
30 万SDル超		18%

- ・ 固有の天然資源も存在せず、輸出輸入に依存した経済であり、ケインズ的な需要管理政策が有効でない中、狭い国土面積(704km²)、少ない人口(約435万人)で高い一人当たりGDP(約357万円)を維持するため、金融業の振興や多国籍企業の統括会社などの企業誘致による経済活性化を進めている。
- ・ すでに低い法人税率であり、また、課税ベースが浸食されているため、今回の税率の引下げによる大企業誘致の効果はかなり限定的。シンガポール財務省によれば、企業誘致において香港等に対抗する意図を示すものとして有効。

物品・サービス税(GST)率引上げ

○ 改正の内容、目的、効果

- ・ 物品・サービス税(GST)率引上げ(5%→7%)
〔 1994年:3%(導入)→2003年:4% →2004年:5% → 2007年:7% 〕
〔 軽減税率なし 〕
- ・ 高齢化の進展等による課税ベースの縮小の中、安定的財源の確保。
- ・ 国際的潮流としての直間比率(2007年度;直接税:間接税=53%:47%)の是正
- ・ 引上げ影響緩和のため、オフセットパッケージの実施。
- ・ 現段階では、駆け込み需要等の影響はなし。便乗値上げの防止に尽力。

【オフセットパッケージ】

- (1) GSTクレジット:4年間の時限措置。年間課税所得及び住宅の年間資産価額に応じて4年間で最大1,000ドル(約7.4万円)、最小100ドル(約7,400円)を支給。
- (2) 高齢市民手当:高齢者には上記GSTクレジットに加えて一時金を支給 等

2. 韓国

- 財政健全化のために、歳出歳入両面にわたる国家財政法を規定(2006年)。税制については、租税特別措置を廃止し、課税ベースの拡大による税収増を目指すこととしている。
- 社会経済状況の変化に対応した租税政策に向け、国家財政法の制定後の租税政策につき、租税改革特別委員会(大統領諮問機関の政府革新地方分権委員会内部に設置)において、議論中。

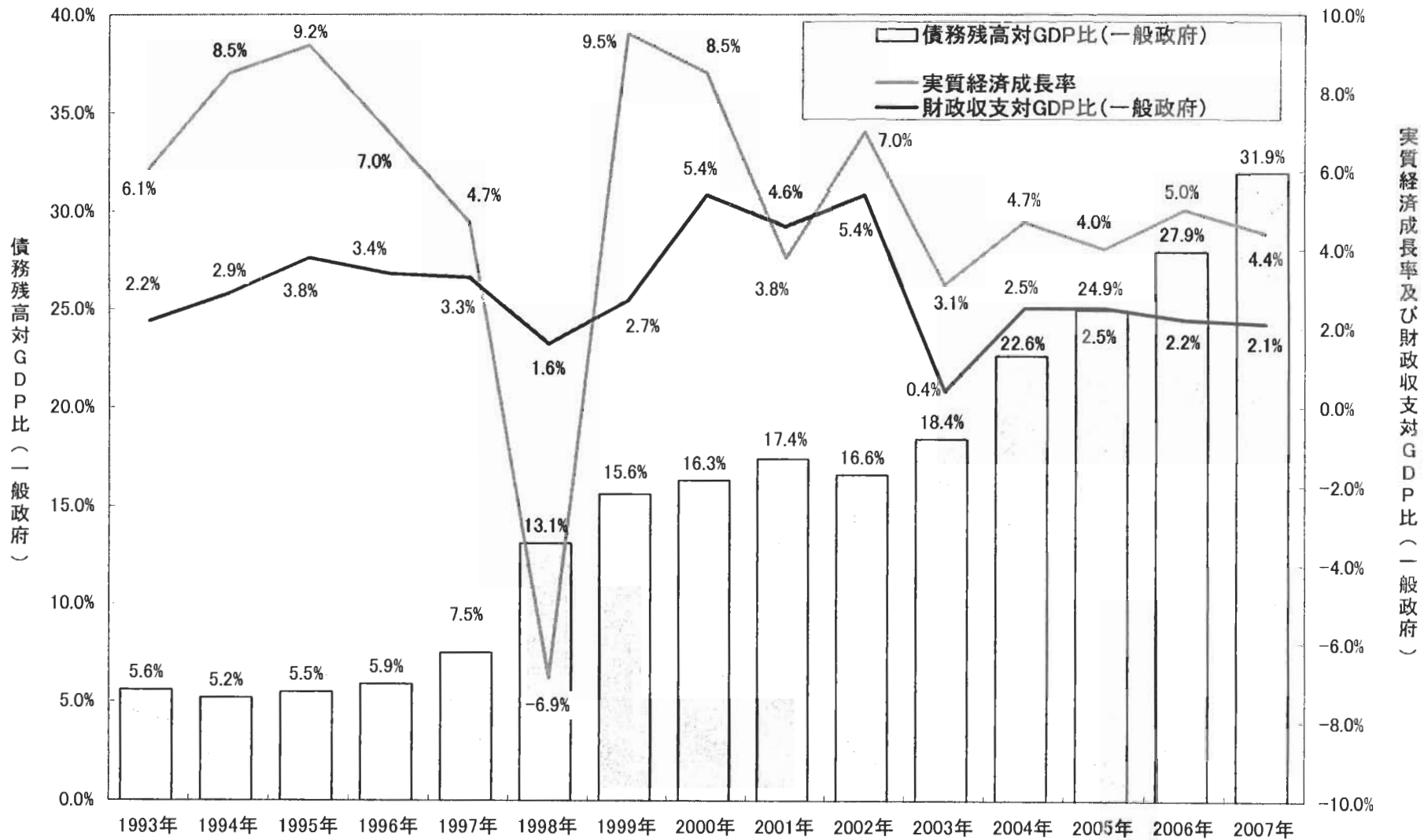
韓国的主要経済指標等

人口	4,829万人
面積	99,538km ² (朝鮮半島全体の45%)
名目GDP	847.9兆ウォン(約101.7兆円)
実質GDP成長率	5.0%
主要産業	製造業、不動産賃貸業、建設業
歳入総額	144.8兆ウォン(約17.4兆円)
歳出総額	220.0兆ウォン(約26.4兆円)
国民負担率(対GDP比)	25.5%
租税負担率(対GDP比)	20.2%
少子化対策費(対GDP比)	0.3%程度
社会保障費(対GDP比)	7.9%(OECD平均21.8%)

(出所)総務省「世界の統計」、内閣府「海外経済データ」及び韓国経済財政部資料

マクロ経済、財政状況

韓国の実質経済成長率、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比の推移



(出所) OECD "Economic Outlook No.80" (2006年12月)

国家財政法

- 2006年10月に制定し、07年から施行。健全な財政の構築を目的とし、予算・税制等について規定。

- ・ 非課税・減免措置の見直し

国税税目全般にわたる230項目の非課税・減免措置(2006年度:21.1兆ウォン(約2.5兆円))について、国税収入総額の一定割合以下になるよう限度を設定。「国税減免率」の上限を改定。「国税減免率」を経済成長率以下の伸びに抑制する狙い。また、減免要求時には、既存減免の縮小・廃止等の財源調達方策を提示することを義務付け。

(参考) 【国税減免率%】= {(租税特別措置による減収額(推計)) ÷ (実際の
国税収入額 + 租税特別措置による減収額(推計))} + 0.5%

(注) 国税全体として、上記枠内とする。過去3年の平均減免率を使用してキャップをかける。

第88条(国税減免の制限)

- ① 財政経済部長官は、大統領令に定める当該年度国税収入総額と国税減免額総額を合わせた金額に対し国税減免額総額が占める比率(以下「国税減免率」という)が大統領令に定める比率以下となるよう努力しなければならない。
- ② 各中央官署の長は新しい国税減免措置を要請する時には、大統領令に定めるところにより減免額を補充するための既存の国税減免措置の縮小又は廃止方策その他必要な事項を作成し、財政経済部長官に提出しなければならない。

社会経済状況の変化に対応した租税政策の構築に向けて

○ 現状とその背景：

- ・ 国家財政法の制定後の租税政策につき、租税改革特別委員会（大統領諮問機関の政府革新地方分権委員会内部に設置）において、議論中。
- ・ 2000年代、租税負担率は20%台で推移する一方、国民負担率は23%台から25%水準へと緩やかに上昇。今後、少子高齢化の一層の進展による社会保障費の増大に対処する必要。
- ・ ただし、現在年金などの社会保障制度は未成熟で、その支出の対GDP比は非常に低い。
- ・ したがって、当面、2010年までは、歳出構造調整、非課税・減免措置縮小等を通じ、社会保障費の増大等の財源に充当。
- ・ 適正な租税負担率について国民的合意が必要であり、どのような選択肢があるか（①増税、②国債発行、③増税＋国債発行）について、今後、国民に提示する予定。

○ その他の取組：

- ・ 課税の透明性の向上：納税者番号の活用（事業者登録番号）
- ・ 納税コストの縮減：電子申告制度の促進（付加価値税申告77.9%、源泉税92.9%）

※ 法人税率の引下げ等は考えていない

3. 少子化対策

(出生率低下を防止するための少子化対策)

- シンガポール(1987年新人口政策、2001年、2004年よりさらに拡充)
- 韓国(1996年新人口政策、2002年出生促進策の合意、2006年ゼロマジプラン)

シンガポール

○ 概要:

・出生率の低下 ※ 1990年: 1.83 → 2000年: 1.60 → 02年: 1.37 → 03年: 1.26 → 04年 1.25 → 05年: 1.25

○ 背景:

・女性の社会進出に伴う子育ての機会費用の増大。子ども一人の教育費の高騰。特にマレー系に比して中国系の出生率が低下。

○ ポイント:

・人口減少を受けて2004年8月、包括的な少子化対策を拡充。総額8億ドル(約592億円)(対GDP比0.4%)

※子どもケアについて外国人家政婦(6人に1人)や親族依存が高い点は基礎条件として日本と異なる。

(1) ベビーボーナスと政府補助つきの子どもへの積み立て制度

2001年に導入され、第2子、第3子に対して6歳まで支給されていたベビー・ボーナスを第1子と第4子にも適用を拡大。第1子・第2子: 3,000ドル(約22万円)、第3子・第4子: 6,000ドル(約44万円)

また子どもが6歳になるまで、第2子は最大6,000ドルまで、第3、4子は12,000ドルまで、子どものための特別口座への貯蓄を政府が同額を上積み(政府認可を受けた保育所や幼稚園の費用等に使用可) cf. 女性の平均賃金 2,865ドル

(2) 税制面の考慮

第2子について10,000ドル(約74万円)、第3子・第4子については20,000ドル(約148万円)を所得税額から控除(税額控除: 使い残しがある分は翌年以降無期限に持ち越し)。

母親の就業支援として母親の収入への所得控除(第1子は収入の5%、第2子は15%、第3子は20%、第4子は25%)、祖父母が12歳児以下をケアしている場合に母親収入から3,000ドルの所得控除

(3) 出産休暇

2004年10月より出産休暇を8週間から12週間へ延長(追加4週間分のコストは政府負担)

韓国

○ 概要:

・出生率の急速な低下 ※ 2000年: 1.47→03年: 1.19→04年: 1.16→05年: 1.08

○ 背景:

・①雇用の問題(金融経済危機後の若年男女の雇用の不安定)、②女性の社会進出の増加による機会費用の増大、③教育費の高騰、④子育てへの価値観の変化

○ ポイント:

・政策対応はやや遅れ、2003年に「高齢化と未来社会委員会」を設置、2005年に「低出産および高齢社会基本法」。2006年に2010年までに出生率をOECD加盟国の平均1.6を目標とする「セロマジプラン2010」策定

(1) 保育・教育費の財政的支援と拡充

都市勤労世帯平均所得70%以下(2006年)の世帯への未就学児への保育・教育費の補助(2009年には130%へと拡充予定)、人気の高い公立保育園割合の向上(11.3%→目標30%)、放課後学校の活性化

(2) 税制・社会保険面からの考慮

多子家庭への追加の所得控除。

2人以上の子どもを持つ家庭に対し、EITC(Earned Income Tax Credit)導入予定
低所得層の賃金を10%、最大80万ウォン補填する予定。EITCは2008年施行予定。

年金保険料の追加納付として認定(2子のいる世帯では1年、3子のいる世帯では1.5年)

なお、児童手当は存在しない。

(3) 出産休暇、育児休暇

出産休暇は90日間(出産後は45日以上、雇用保険から手当て100%)、育児休暇は12か月まで取得可能、男性に3日の出産休暇の付与(2008年から)

どれだけ政策が体感されているか 永瀬伸子 私見

- **シンガポール**： 有給の産休の1ヶ月の延長、現金給付、繰り延べ可能な税額控除など、予算規模に比して見えやすい(出産した世帯全般が享受できる)政策がとられている。これが可能な背景には、祖父母や外国人家政婦の活用などで、保育が私的にまかなわれている割合が高いこともあると思われる。ただし外国人家政婦受入れには厳しい管理体制が敷かれており問題も指摘されている。また出生率は上がってはいない。
- **韓国**： 日本と同様、若年層の雇用条件の悪化、仕事と家庭の両立困難、価値観変化が少子化の要因と見られている。政府が少子化に対する政策に着手したのは最近であり、これにより少子化に対する国民の認識が高まった段階である。メニューは多様だが、国民が広く体感できる政策の実施はまだこれからという印象である。当面は未就学児の保育・教育の費用支援と育児インフラの拡充に注力する予定。

参考

内閣府『少子社会に関する国際意識調査』2006年 「子育てしやすい国」への同意および弱い同意、韓国19%、日本48%、仏 68%、米81%、スウェーデン98%。

どれだけ政策が体感されているか 永瀬伸子 私見 続

- フランス： 「子供を持った者が仕事面で払う犠牲を可能な限り小さくすることで、子どもを持たない選択、子どもを持って家でケアをする選択、子供を持って子どもを預けて働くことを選択を選べるようにする政策」の意味は単身者も子育ての金銭負担を応分に担い、家庭育児を望む世帯には減る収入の一定を社会的に補填し、子どもを持って仕事をする世帯には多様な保育に対して公的助成を与え質を確保し、どの選択も不利にならないで選べるということを目指すものであり、日本、韓国、シンガポールの政策とは一線を画するものである。（なおフランス政府は1970年代にすでに出生率を低すぎると認識、政策として上げるという方針を出していた（OECD資料より））
- 日本： 児童手当では拡充されつつあるといえ、子育て世帯が受益を実感できる政策は少ない。母親の7割は出産前に有収入だが、育児休業給付を受ける出産は14%程度、第1子出産後就業を続ける者は2-3割と韓国に並び低く、保育も大都会で不足している。雇用の不安定化がすすんでいるため、出産の経済リスクは拡大している。2006年の新人口推計（中位推計）で1990年生まれの予想として無子37%、子1人14%と出された。しかし独身者の結婚希望は現在も9割、希望子ども数0は5%に過ぎない（出生動向基本調査、2005年実施）。フランスは一つの参考と考えられるが、子どもを育てる時間・費用の負担を社会がどう応分に担うのか、議論を深めるべきではないだろうか。多様な手法がありうる。

有子家庭への政策的考慮のメニュー例 永瀬伸子 私見 続

有子世帯への税制面からの所得傾斜をつけた税クレジットや児童手当、出産給付など

- ・ 出産直後の給付(例フランス、イタリア、シンガポール)
- ・ 世帯所得によって傾斜のついた児童手当(例カナダ)
- ・ 有子低所得世帯中心の税制面からの賃金補助とその拡大(Earned Income Tax Credit、例米国、英国、フランス、オランダ、韓国)

有子世帯の税負担の免減

- ・ 税額控除や所得控除の拡大(例イタリア、シンガポール、韓国)、大家族に対する所得控除の拡大(例イタリア、シンガポール)、母親への就業支援としての税の軽減(例シンガポール)、祖父母のケアの税制上の考慮(例シンガポール)

ケアへの支援

- ・ 保育園幼稚園保育ママ等多様な保育への助成(例フランス)、保育園利用者への公的助成拡大(例シンガポール、韓国)、外国家政婦課税の低減(例シンガポール)、企業内保育園設置の義務化要件拡大(韓国)、保育の税額控除(例米国)

両親への子育て時間の付与とその期間に対する社会的給付範囲の拡大

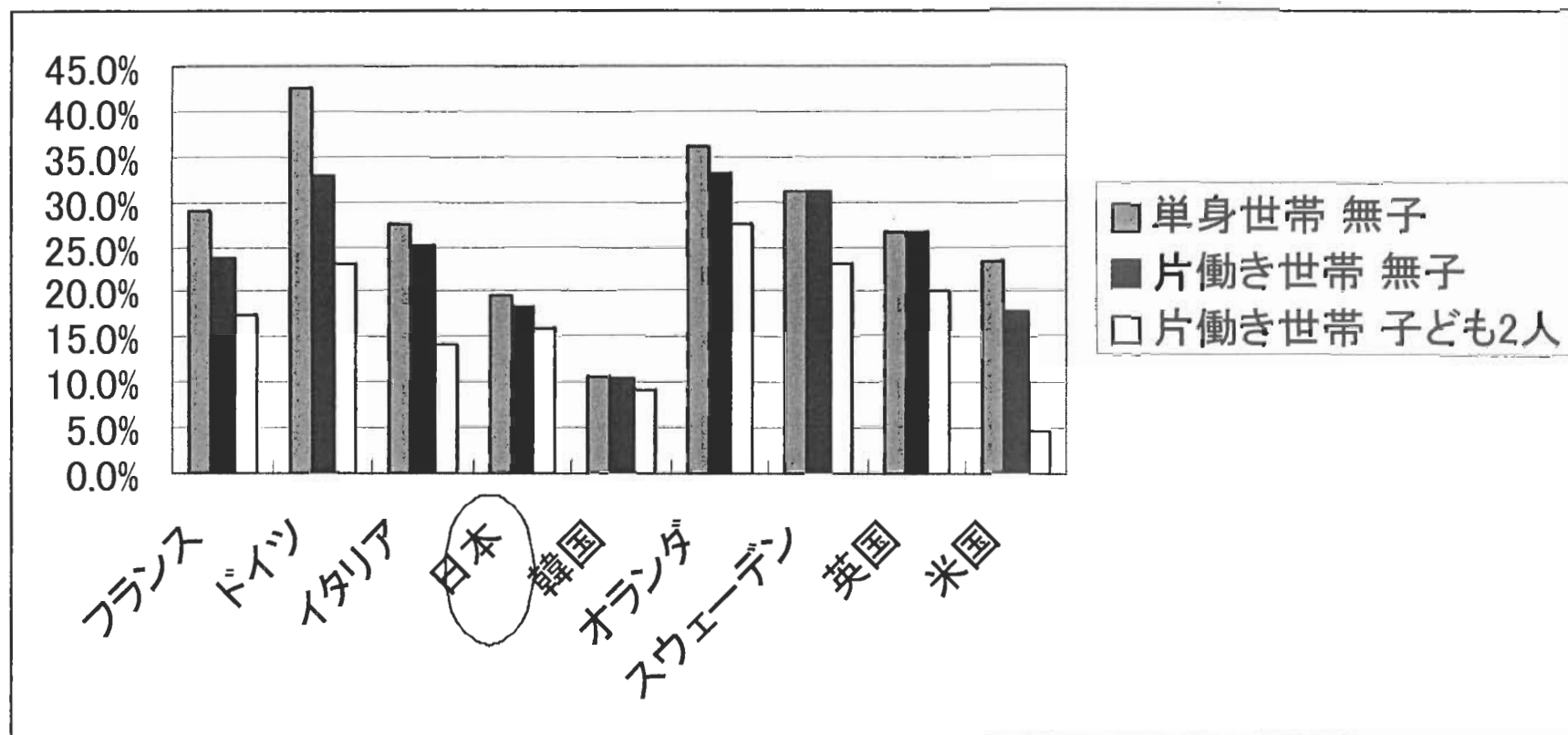
- ・ 親休業給付を受ける権利を持つ者の範囲の拡大(日本と異なり就業継続を問わない等 例フランス、カナダ)、親休業の期間の取得時期への柔軟性の付与(例スウェーデン)
- ・ 母親の就業継続支援、育児休業・出産休暇の延長(例シンガポール、韓国、日本)、父親休暇(例フランス、韓国)

年金や介護面での有子世帯への考慮

- ・ 年金面での追加給付認定(例フランス、韓国)、出産により就業収入が減る場合、税金からの平均賃金相当の年金保険料納付(例ドイツ)、出産により就業収入が減る場合、給付期間には含めるが年金算出の平均報酬比例額算出には除く(例カナダ)
- ・ 介護保険料に差(例ドイツ)

参考1

家族属性と税・社会保険料負担率



単身、夫婦無子世帯に対し、有子世帯の負担水準を比較したもの

- 出所) OECD Tax Database , 平均賃金に対する個人所得税・地方所得税・被用者社会保険料の合計の率、
- 有子世帯については普遍的な5-12歳児児童手当を差し引いたネットの負担率(育児休業給付等含まず)、2006
http://www.oecd.org/document/60/0,2340,en_2649_34533_1942460_1_1_1_1,00.html

参考2 保育園の利用、家族支出の対GDP比

